

令和7年(2025年)1月27日
熊本県立大学 学生支援課

【令和7年度前期授業料減免・適格認定】日本学生支援機構
給付型奨学金に係る手続きについて

日本学生支援機構の給付型奨学金を受給している方は、本学の授業料減免も受けることができます。ただし、毎学期ごとに「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」と「授業料猶予申請書」の提出が必要です。

下記に申請書に関する記載がありますので、よく読み、期限までに申請書を提出してください。

申請書の提出がなかった場合、授業料の減免を受けられなくなります。ご注意ください。

また、現在「第IV区分(対象外)」「支援区分外」となっている方も、①③の書類の提出は必要ですので必ず提出してください。

【必要書類】

- ① 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
- ② 授業料猶予申請書
- ③ 学修計画書 (支援区分に関わらず、提出が必要です。)

【学年・区分別提出書類一覧】※学年は2025年1月時点

| | | |
|-------|-------------------|-----------------------------|
| 4年生 | 2024年度卒業予定の方 | 提出の必要はありません |
| | 来年度前期以降も在籍予定の方 | <u>*提出前に必ず学生支援課まで相談ください</u> |
| 1~3年生 | I、II、III、IV(多子)区分 | ①、②、③ |
| | IV区分(対象外)、支援区分外 | ①、③ |

【記入方法】

学生支援課前の記帳台に置いてある様式に記入するか、学内メールや本学ホームページからダウンロードした様式を各自で印刷し、記入してください。

*消せるボールペンや鉛筆で記入しないでください。

〈学修計画書について〉

学修計画書は、下記の2つの方法にて記入したものを受け付けます。

- ① 指定様式に手書きしたもの
- ② 指定ファイル（word）に入力後、A4用紙に両面印刷したもの （1枚）
→A4両面印刷、1枚になっていないものは受け付けができません。

※Wordファイルに入力した際は、両面印刷とし、文量超過や行間変更などで印刷枚数が1枚以上にならないよう注意してください。

【提出方法】

上記3つ（第Ⅳ区分（対象外）、支援区分外の方は①と③の書類のみ）の書類をそろえて、学生支援課の窓口に提出してください。郵送での提出も受け付けます。郵送の場合は下記の要領に従って送付してください。

〈郵送の場合〉

- ・2月10日（月）までに学生支援課に到着するように送ってください。
- ・下記のあて先に送付してください。また、封筒の表に「授業料減免申請書在中」と朱書きしてください。

| |
|---|
| 〒862-8502 熊本市東区月出3丁目1番100号 熊本県立大学 学生支援課 授業料減免担当行 |
|---|

【提出期限】

令和7年（2025年）2月10日（月）17時まで

* やむを得ない事由で、上記の要領での提出が難しい場合、早めに学生支援課にご相談ください。

* 書類に不備があった場合など、学生支援課から連絡する場合があります。学生支援課（電話：096-383-7896、メール：gakusei@pu-kumamoto.ac.jp）から連絡を受け取れるようにしてください。